山口県困難な問題を抱える女性への支援 のための施策の実施に関する基本的な計画

【計画期間 令和6(2024)年度~令和10(2028年度)】



令和 6 (2024) 年 3 月 山口県

はじめに

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭 関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しており、また、コロ ナ禍によってこれらが顕在化したことから、こうした困難な問 題を抱える女性への支援は極めて重要です。

このため、県では、これまで、山口県男女共同参画相談センターを中核として、DV被害者に対する相談対応や保護、自立支援をはじめ、性暴力被害者に対する24時間365日体制による相談対応など、様々な支援に取り組んできたところです。



しかしながら、より実効ある取組に向けては、女性一人ひとりの状況に応じて適切な支援を行う体制づくりや、柔軟な支援活動を行う民間団体との協働などの課題があります。

こうした課題に対応するため、本年4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、都道府県は、市町や関係機関と緊密な連携を図りつつ、民間団体と協働し、女性の意思を尊重しながら、置かれた状況に応じた、きめ細かで寄り添った支援を行うこととなりました。

このため、本県では、山口県男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御意見をお聴きしながら、このたび「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定しました。

私は、今後、この計画に基づき、県民の皆様や市町、関係機関、民間団体等の皆様方と連携・協働しながら、困難な問題を抱える女性一人ひとりの課題や背景、心身の状況等に応じた最適な支援ができるよう、積極的に取り組んでまいりますので、皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年(2024年)3月

山噪和事村图嗣政

目 次

	頁
第1章 計画策定にあたって	
1 背景	1
2 策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題	
	3
(1) 婦人保護事業について	
(2) D V 対策について	
(3) 性犯罪・性暴力対策について	
(4) コロナ禍の女性支援について(つながりサポート事業)	
(5) 民間団体の取組について	
2 課題 ······	10
(1) 多様なニーズに対応できる支援体制の構築	
(2) 専門家によるバックアップ体制の構築	
(3) 民間団体との協働について	
(4) 相談窓口の周知と予防啓発について	
第3章 施策の展開	
	11
(1) 支援の対象	
(2) 支援施策の基本的な考え方	
2 支援の内容	11
(1) 相談支援	
(2) アウトリーチ	
(3) 居場所の提供	
(4) 一時保護	
(5) 被害回復支援	

(6) 同伴児童等への支援	
(7) 自立支援	
(8) アフターケア	
【参考】困難な問題を抱える女性への支援に関連する県の施策	
3 支援の体制	15
(1) 山口県男女共同参画相談センター	
(2) 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設(併設)	
(3) 市町との連携体制	
(4) 警察との連携体制	
(5) 民間団体との連携体制	
(6) 関係機関との連携体制	
(7) 支援調整会議	
4 教育・啓発等の推進	17
(1) 教育・啓発の推進	
(2) 人材育成・研修、調査研究等の推進	
第4章 計画の推進	
1 推進体制	18
2 進行管理	18
(1) 目標指標	
(2) 取組状況の公表	
参考資料	
■ 用語解説(右肩に「※」印を記した語句の解説)	21
■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	23

第1章 計画策定にあたって

1 背景

《国の動き》

- 対象者が「女性であること」に着目した施策については、売春防止法^{**}(昭和 31 年法律 第 118 号。以下「旧売春防止法」という。)に基づく婦人保護事業として、「性行又は環 境に照らして売春を行うおそれのある女子」として定義される「要保護女子」の「保護 更生」を目的として始まりました。
- その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、平成 13(2001)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年 法律第 31 号。以下「DV*防止法」という。)により、配偶者からの暴力を受けた女性に 対する支援を婦人相談所等が行うことが明確化され、その他、ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害や人身取引*被害、家庭関係破綻や生活困窮などに苦しむ女性についても、婦人保護事業の対象として運用されてきました。

《県の動き》

- 本県でも、国の動きに呼応し、昭和32(1957)年の旧売春防止法^{*}施行以降、婦人相談所及び婦人保護施設を設置し、婦人保護事業に取り組んできました。
- 平成 12 (2000) 年には、「山口県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の取組を総合的、計画的に推進するため、平成 14 (2002) 年に「山口県男女共同参画推進計画」を策定しました。
- 平成 13(2001)年には、性別による差別的取扱いやその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談等に適切に対応するため、山口県男女共同参画相談センターを設置し、同センターに婦人相談所を設置しました。
- 県男女共同参画相談センターでは、婦人相談所を運営するとともに、平成 14(2002)年には、DV*防止法が全面施行されたことを受け、県男女共同参画相談センターを配偶者暴力相談支援センター**として位置付けました。
- 平成 16(2004)年には「人身取引*対策行動計画」が策定され、警察署等が人身取引*被害者を発見した場合の対応として、婦人相談所等に保護が依頼されることとされました。
- 平成 25(2013)年には、「ストーカー行為*等の規制等に関する法律」の改正により、ストーカー行為*等の相手方に対する支援を行う施設の例示として、婦人相談所が位置付けられました。
- 平成 29(2017)年には、24 時間 365 日の運用体制で性犯罪・性暴力被害者からの電話相談を受け付け、ワンストップで被害者の支援に取り組む「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに開設しました。
- このように、本県では、これまで県男女共同参画相談センターを中核として、夫婦や 家庭の問題、配偶者や交際相手等からの暴力、性暴力被害、ストーカー被害など様々な 困難な問題を抱える女性の支援を行ってきました。

○ しかしながら、女性が直面するこれらの問題は、複雑化、多様化、複合化しており、 これまで以上に、相談から保護・自立支援までの専門的な支援を包括的に提供するとと もに、県、市町、関係機関、民間団体が連携、協働した、早期かつ切れ目のない支援が必 要になってきました。

2 策定の趣旨

- こうした中、婦人保護事業の旧売春防止法*からの脱却を目指す動きが強まり、令和 4 (2022)年5月、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下、「女性支援新法」という。)が成立しました。
- また、令和5(2023)年3月には、女性支援新法に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項や施策の内容に関する事項などが盛り込まれた「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下、「基本方針」という。)が定められました。
- この計画は、女性支援新法や基本方針の内容に即し、山口県の実情に応じ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

3 計画の位置づけ

- この計画は、女性支援新法第8条第1項に基づく、困難な問題を抱える女性の支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画であり、本県における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針や具体的施策を示したものです。
- また、「山口県男女共同参画基本計画」の部門別の計画として位置付けています。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6 (2024) 年度から令和10 (2028) 年度までの5年間とします。

第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題

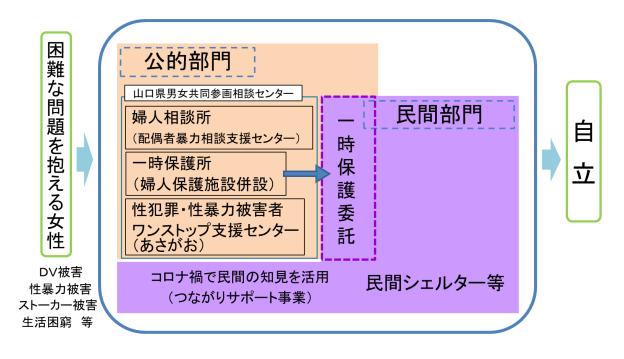
1 現 状

(1)婦人保護事業について

- 県男女共同参画相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力、性暴力被害など、様々な内容の相談を受け、関係機関と連携して対応に当たっています。
- 平成 30 (2018) 年度以降の相談件数はいずれも年間 3,000 件を超えており、高止まりしている状況です。



【資料】県男女共同参画課調べ



○ 相談内容は、精神的問題のほか、配偶者関係や親族関係など家庭内での悩みに関するものが多い傾向です。このうち、92%が女性からの相談によるものです。

《県男女共同参画相談センターにおける相談内容別の件数》

相談内容			年度	
	相談內谷	R2	R3	R4
人間関係	配偶者関係	444	495	440
	子ども関係	26	40	42
	親族関係	58	69	55
	交際相手関係	50	27	23
	男女関係	32	29	20
	ストーカー被害	6	9	5
	家庭不和	57	20	42
	その他	405	322	368
経済関係	生活困窮	2	4	1
	サラ金・借金	1	0	1
	求職	1	5	4
	その他	7	4	2
医療関係	病気	12	8	13
	精神的問題	1,714	1, 595	1, 343
	妊娠・出産	3	1	2
	その他	5	5	3
その他		505	1,007	981
	計	3, 328	3, 640	3, 345

【資料】県男女共同参画課調べ

○ 県男女共同参画相談センターでの一時保護**件数は、令和4年度は19件と前年よりも増加しましたが、近年減少傾向です。被保護者のほとんどは、DV*被害者とその同伴児となっています。

《県男女共同参画相談センターによる一時保護の被保護者数》

	年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
かけ日 ## ±4 ****	23	25	22	15	21	13	11	14	13	19	
	被保護者数	(23)	(25)	(31)	(26)	(25)	(10)	(16)	(9)	(12)	(28)
	うちDV	16	21	19	15	19	12	9	11	11	17
	うちDV	(18)	(24)	(28)	(26)	(25)	(9)	(10)	(9)	(12)	(28)

*()内は同伴児者数

【資料】県男女共同参画課調べ

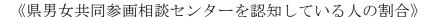
(2) DV[※]対策について

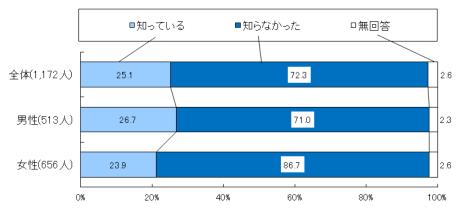
- 配偶者暴力相談支援センター*としての機能を果たしている県男女共同参画相談センターを中核として、警察、市町、関係機関・団体等が連携して、相談、保護、自立支援に取り組んでいます。
- 県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部(各警察署受付分含む)で受け付けたDV*の相談件数の合計は、年間 3,000 件を超える状況が続いています。



【資料】県男女共同参画課調べ

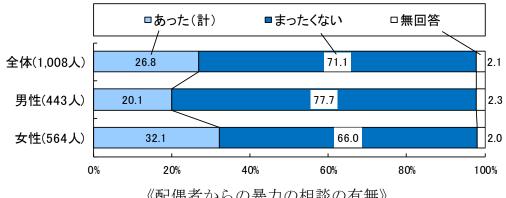
- 〇 令和元(2019)年度に県が実施した「男女間における暴力に関する調査」による と、県男女共同参画相談センターの認知度は、女性では23.9%となっています。
- また、女性の約3人に1人が配偶者からの暴力の被害経験があり、その被害について、54.2%がどこ(だれ)にも相談していません。



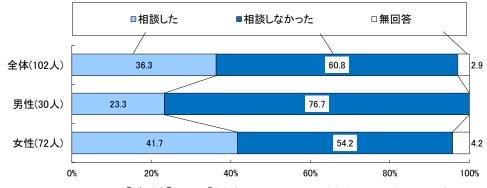


【資料】県「男女間における暴力に関する調査」

《配偶者からの暴力の被害経験の有無》



《配偶者からの暴力の相談の有無》



【資料】県「男女間における暴力に関する調査」

(3)性犯罪・性暴力対策について

- 平成29(2017)年1月、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」を県男女共同参画 相談センターに開設し、24 時間 365 日の運用体制により性暴力被害者への支援を行っ ています
- 「あさがお」で受け付けた相談件数は、令和3年度に急増し、高止まりしている状況 です。このうち95.5%が女性からによる相談です。

《性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数》



○ 相談内容は、強制性交、強制わいせつ、過去の性暴力に関する相談が多く、年代は 10 代から 30 代が多い傾向です。

《性暴力・性犯罪被害における相談内容別の件数》

	強制性交	強制 わいせつ	性的 虐待	DV(デート DV含む)	過去の 性暴力	その他 ・不明	合計
R 4	309	131	3	45	279	190	957
R 3	180	198	3	9	501	90	981

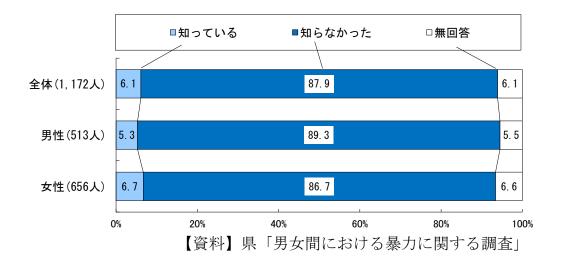
《性暴力・性犯罪被害における年代別の件数》

年代	~10代	20代	30代	40代	50代	60代	不明	合計
R 4	145	330	174	45	94	63	106	957
R 3	275	74	406	22	62	66	76	981

【資料】県男女共同参画課調べ

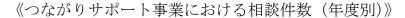
○ 令和元(2019)年度に県が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度は、女性では 6.7%となっています。また、女性の約4人に1人は性暴力の被害経験があり、その被害について、56.1%がどこ(だれ)にも相談していません。

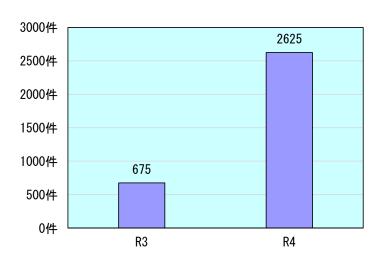
《やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認知度》



(4) コロナ禍の女性支援について(つながりサポート事業)

- 新型コロナウイルスの影響が長期化した中、経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、令和3年8月から民間団体の知見やノウハウを活用した、女性に寄り添ったきめ細かな支援を開始し、コロナ禍後においても継続的に支援に取り組んでいます。
- SNS**や電話等による相談に加え、訪問面接や同行支援等のアウトリーチ**型支援 にも取り組んでおり、困難な問題を抱える女性からの、様々な相談に対応していま す。





《つながりサポート事業における相談件数(相談形態及び年代別)》

〇令和4年度

	~						
	電話	メール	SNS	訪問	同行	カウンセリ	計
	相談	相談	相談	面接	支援	ング	ĦT
10代	1	0	0	0	0	0	1
20代	1, 191	93	64	8	5	0	1, 361
30代	195	92	6	16	0	0	309
40代	258	2	11	12	2	0	285
50代	233	151	4	7	0	0	395
60 代以上	67	7	5	2	0	0	81
不明	140	45	6	2	0	0	193
合計	2, 085	390	96	47	7	0	2,625

- 令和3(2021)年8月から相談受付を開始し、相談件数は増加しています。
- 相談者の年代は20代が最も多く、相談形態は電話、メール、SNS**の順となって います。
- ○相談内容は、心の問題、人間関係、病気の順となっています。

《つながりサポート事業における相談件数(相談内容及び年代別)》

〇令和4年度

<u> </u>	~													
	人間	金銭	病気	労働	子育	学校	LGBT	外国人	高齢者	障がい	DV	心の	その	計
	関係	問題	11/1 X	関係	て	関係	・性	問題	問題	者問題	DV	問題	他	ĒΙ
10代	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
20代	281	25	299	79	7	15	0	0	0	0	16	1,049	135	1,940
30代	143	7	54	22	53	8	0	0	1	1	25	119	44	487
40代	99	32	60	68	51	33	0	0	3	2	22	87	70	528
50代	191	100	74	112	21	5	0	0	7	2	18	140	65	736
60代~	43	6	15	4	1	0	0	0	4	0	14	30	23	141
不明	61	21	33	12	33	11	0	0	6	0	22	50	54	305
計	818	192	535	297	166	72	0	0	21	5	117	1, 475	392	4, 139

※内容種別は相談1件につき、複数選択可としている 【資料】県男女共同参画課調べ

(5) 民間団体の取組について

○ 民間団体は、電話相談だけでなく、SNS**相談や同行支援など、困難な問題を抱え る女性の多様な相談等に柔軟に対応しています。

《民間団体の取組実績》

	R2	R3	R4
電話相談	580 件	406 件	380 件
SNS相談	31 件	68 件	22 件
面接相談	29人(113回)	32人(114回)	24人(104回)
同行支援	12 人	12 人	13 人
一時保護	29人(19家族)	45人(22家族)	44人(25家族)

【資料】県男女共同参画課調べ

2 課題

前節の「現状」や県男女共同参画相談センター及び民間団体に対するヒアリングを踏まえ、次のとおり課題を整理しました。

(1) 多様なニーズに対応できる支援体制の構築

- 本県の婦人相談所の一時保護所と婦人保護施設は併設しており、DV*被害者の安全 確保のため、所在地を秘匿しています。このため、入所者の多様なニーズに応じた自 立に向けた支援が困難になっています。自立のために、所在等の秘匿の必要性が薄 く、通勤や通学など社会とのつながりを維持することが重要である女性に対しても適 切な支援ができるよう対応策を講じる必要があります。
- 困難な問題を抱える女性が同伴する子どもへの対応として、児童相談所との連携体制の強化を図る必要性があります。

(2) 専門家によるバックアップ体制の構築

- 県男女共同参画相談センターへは、精神の不調や生活困窮など複合的な問題を抱えているDV*被害者や性暴力被害者等からの相談が多く寄せられており、個々の状況に応じた適切な支援を行うため、精神科医や弁護士など専門家のバックアップ体制が必要です。
- 性暴力被害の影響は、トラウマとなることや、生活面も含め中長期にわたることも あり、過去の性被害に関する相談も多く寄せられています。被害からの早期回復のた め、精神科医療につなぐ支援が必要です。

(3) 民間団体との協働について

- 行政は広域的・専門的な支援を行う一方で、民間団体は電話だけでなく、SNS*、アウトリーチ*など様々な手段により、多様な相談に対応しています。このため、こうした民間団体の特長を活かした、柔軟な支援活動との協働が必要です。
- 民間団体は、資金等の面での困難や脆弱さを抱えており、支援が必要です。

(4) 相談窓口の周知と予防啓発について

- 相談窓口の認知度が低いため、窓口の周知を図る必要があります。
- DV*や性暴力の被害経験があると回答した女性の55%が被害をどこ(だれ)にも相談していません。相談窓口の周知を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐ必要があります。
- 若年女性は、生活基盤が弱く、性被害にも遭いやすい傾向があることから、適切に相 談窓口につなぐ必要があります。
- 近年、SNS*などのインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がり に伴い、これらを経由した暴力などが問題となっていることから、若年層に向けた予防 啓発を推進する必要があります。

第3章 施策の展開

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な考え方

(1) 支援の対象

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性 その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱 える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいいます。

(2) 支援施策の基本的な考え方

困難な問題を抱える女性の自立に向けて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況等に応じた最適な支援を行います。

2 支援の内容

(1)相談支援

- 県男女共同参画相談センターを中核として、女性相談支援員*による電話及び面接相談を実施するとともに、本人の課題や背景等を整理し、本人の意思を尊重しながら、市町や関係機関、民間団体等と連携して、女性が必要とする支援に適切につなげます。
- 相談者の希望に応じて、弁護士、医師、公認心理師・臨床心理士による専門相談を 実施するとともに、オンライン面接相談環境の整備など、女性の立場に立った利用し やすい相談等の対応を行います。
- 外国人や障害のある女性に対しては、相談に際し、外国語通訳や手話通訳の確保な ど、適切な対応を行います。
- 民間団体と協働し、SNS*やメールの活用など、多様な形態での相談支援を実施します。
- \bigcirc DV*被害者の緊急用として、フリーダイヤル(DV*ホットライン)を県男女共同 参画相談センターに設置します。
- 交際相手からの暴力、いわゆるデートDV*について、暴力の根絶に向けた啓発活動に努めるとともに、相談等の被害者への支援を実施します。
- 性暴力の被害者支援として、24 時間 365 日の運用体制による「やまぐち性暴力相談 ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置します。
- 性暴力被害者に対し、関係機関と連携し、被害直後からの総合的な支援(相談、産婦人科医療、カウンセリング、精神科医療、法律相談等)を実施します。
- 性暴力被害者に対する支援として、加害者の特定において有力な証拠となるよう、 性暴力被害に係る証拠物の採取・保管を行います。
- ストーカー被害の相談内容・状況に応じて、警察をはじめとする関係機関等と連携 し、適切な支援に努めます。

(2) アウトリーチ*支援

- 民間団体と協働し、困難な問題を抱える女性が希望する場所での訪問面談や関係機関への同行支援を実施し、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。
- 性暴力の被害者については、被害直後の医療機関受診やカウンセリング等に同行し、 被害者の心情に寄り添った支援を実施します。
- 民間団体と協働し、若年女性を対象とした繁華街等での夜間巡回を実施するなど、 困難な問題を抱える女性の早期把握に努めます。

(3) 居場所の提供

○ 民間団体と協働し、定期的に相談会を実施し、安心して自分の気持ちや悩みを話し 交流することができる居場所の提供に取り組みます。

(4)一時保護※

- 女性支援新法及び基本方針に基づき、本人同意の下、市町や警察等と連携して、県 男女共同参画相談センターにおいて、一時保護*を行います。
- DV*被害者については、市町、警察、関係機関等の協力のもと、避難場所の提供や 県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全確保 に取り組みます。
- DV*被害者など困難を抱える女性や同伴家族の状況に応じて、適切な一時保護*ができるよう、多様なケースに応じた一時保護*委託先の確保に努めます。

(5)被害回復支援

- 県男女共同参画相談センターの一時保護所等において、心理的アセスメント*に基づいた適切な相談支援を行う等、困難な問題を抱える女性の被害回復に向けた支援を行います。
- 心身に被害を受けている女性に対しては、専門の職員による支援に加え、必要に応じて、医師の診察や臨床心理士等によるカウンセリングを行うなど医療機関と連携した適切な支援に努めます。
- 外国人や障害のある女性に対しては、外国語通訳や手話通訳などを行います。

(6) 同伴児童等への支援

- 県男女共同参画相談センターに一時保護[※]中の女性に同伴する就学中の子どもに対して学習支援を実施するとともに、乳幼児に対してはプレイルーム等を整備し、保育支援を実施します。
- 県男女共同参画相談センターに「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、 DV*被害者に同伴する子どもの心のケアの充実に努めます。

○ 心理的ケアが必要な同伴児童等に対して、児童相談所と連携して専門の職員による きめ細かな支援を行うとともに、必要に応じて、臨床心理士等によるカウンセリング を実施します。

(7) 自立支援

- 地域で自立して生活できるよう、市町や関係機関等と連携し、困難な問題を抱える 女性の状況等に応じて、医学的・心理的支援、生活支援、就労支援、居住支援等を実 施します。
- 民間団体と協働し、一時保護*の後、すぐに自立生活に移ることが難しい女性等を対象として、心のケアや自立に向けた準備をするためのステップハウス*を運営し、地域で自立していくために必要な支援を行います。

(8) アフターケア

- 県男女共同参画相談センターを退所した女性が孤独・孤立の状況に陥らないよう、 専門職員が訪問や電話による相談支援を行い、地域において安心して生活することが できるよう支援します。
- 〇 県男女共同参画相談センターを退所した DV^* 被害者が充実した社会生活を送れるよう、退所者による自助グループの活動を支援します。

【参考】困難な問題を抱える女性への支援に関連する県の施策

【シウ】四無の问题と	抱える女性への文族に 関連する 宗の他束
DV [※] 対策の推進	○ 「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」に基づく、相談、
	保護、自立支援に至る各段階にわたる、被害者の状況や地域の状
	況に応じた切れ目のない支援
	○ 関係機関と連携した避難措置、住所を知られないようにするた
	めの援助措置、防犯機器等の貸出しなどによる保護対策
	○ DV*加害者に対する、口頭指導やあらゆる法令を適用した検
	举措置
性犯罪・性暴力対策	○ 性暴力被害者への 24 時間 365 日の運用体制による「やまぐち
の推進	性暴力相談ダイヤルあさがお」での相談対応
	○ 性暴力被害者への、被害直後からの、各種医療支援やカウンセ
	リング、法律相談の実施
	○ 性犯罪被害者への事情聴取等への女性警察官の配置、心理カウ
	ンセラーによるカウンセリング
ストーカー行為*、セ	○ ストーカー行為*、売買春、人身取引*の根絶に向け、啓発活動
クシャル・ハラスメ	や取締りの強化
ント等への対策の推	○ 山口県被害者支援連絡協議会等との連携
進	

	○ ストーカー被害者に対する、防犯機器を貸出すなどの援助措置
	や定期連絡
	○ ストーカー行為*者に対する、口頭指導やあらゆる法令を適用
	した検挙措置
	○ ストーカーの被害者にも行為者にもならないための、学校・職
	場等での防犯講習の実施
	○ 学校、職場等のあらゆる場における各種ハラスメントを防止す
	るため、関係機関・団体と連携し、関係法令の啓発活動や相談体
	制の充実
ひとり親家庭に対す	○ 山口県母子・父子福祉センターにおいて各種相談対応、生活指
る支援	導及び生業の指導を行う等ひとり親家庭等の福祉のための便宜
	を総合的に供与
	○ 母子家庭等就業・自立支援センターを山口県母子・父子福祉セ
	ンター内に設置し、就業相談、就業情報の提供、就業あっせんな
	ど一貫した就業支援サービスの提供や、ひとり親家庭に対する子
	育てや生活面での支援
	○ 養育費の取り決め及び履行確保に向けた総合的な支援
若年女性等、様々な	○ 民間団体の持つ豊富な知見やノウハウを活用した、SNS**や
困難を抱えた女性に	メール相談、アウトリーチ*支援、居場所の提供等、女性に寄り
対する支援	添ったきめ細かな支援の実施
困難を有する子ども	○ 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子
への支援	どもの社会的自立までの切れ目のない対策の強化
	○ 子ども食堂の開設・運営に係る相談体制の充実を図るなど、子
	どもの居場所づくりに向けた取組の推進
	○ ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるための
	連携体制の整備

3 支援の体制

(1) 山口県男女共同参画相談センター

(女性相談支援センター*、配偶者暴力相談支援センター*、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター)

- 県男女共同参画相談センターに、「女性相談支援センター*」、「配偶者暴力相談支援センター*」及び「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の機能を付与し、男女共同参画相談員兼女性相談支援員*を配置します。
- 男女共同参画相談員兼女性相談支援員*は、性別による差別的取扱いやその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談をはじめ、夫婦や家庭の問題、配偶者や交際相手等からの暴力、性暴力被害、ストーカー被害に関することなど、支援を必要とする女性の相談に対応します。
- 県男女共同参画相談センターは、困難な問題を抱える女性の支援に関する中核として、専門的・広域的な対応など、市町や関係機関、民間団体等と連携・調整して、相談対応に当たるとともに、市町等に対し、相談業務に関する助言や情報提供等の支援を行います。

(2) 女性相談支援センター*ー時保護所及び女性自立支援施設*(併設)

○ 女性相談支援センター**一時保護所及び女性自立支援施設**に、生活支援員、看護師、 心理職、アフターケア支援員、嘱託医等を配置し、困難な問題を抱える女性の一時保 護**を行うともに、自立に向けた支援を行います。

(3) 市町との連携体制

- 困難な問題を抱える女性が迷わず相談できるよう、地域住民にとって最も身近である市町に対して、相談窓口の周知徹底や、関係部署と連携した相談体制の整備などを働きかけます。
- 市町において、困難を抱える女性への支援に係る市町基本計画の策定や、女性相談 支援員*の配置、支援調整会議の設置等が図られるよう情報提供等の支援を行います。
- 市町、警察、関係機関等の協力のもと、避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全確保に取り組みます。(再掲)
- 市町や警察等と連携して、県男女共同参画相談センターにおいて、一時保護*を行います。(再掲)
- 被害者や同伴する家族の状況に応じた適切な一時保護*や自立に向けた支援の実施 について、市町、警察、関係機関・団体等と連携して取り組みます。

(4) 警察との連携体制

○ 市町、警察、関係機関等の協力のもと、避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全確保に取り組みます。(再掲)

- 市町や警察等と連携して、県男女共同参画相談センターにおいて、一時保護*を行います。(再掲)
- 被害者や同伴する家族の状況に応じた適切な一時保護*や自立に向けた支援の実施 について、市町、警察、関係機関・団体等と連携して取り組みます。(再掲)
- 性犯罪・性暴力被害者の希望に応じて、県が保管する証拠物を警察に提出します。

(5) 民間団体との連携体制

- 民間団体の持つ豊富な知見やノウハウを活用して、SNS*やメール相談、アウトリーチ*支援、居場所の提供、ステップハウス*の運営等、女性に寄り添ったきめ細かな支援に協働して取り組みます。
- 地域においてDV*被害者の保護など困難な問題を抱える女性の支援活動を行っている民間団体の活動を促進するため、団体と連携・協力した事業の実施や団体に対する支援を推進します。
- 困難な問題を抱える女性を支援するための支援調整会議において、民間団体との相 互連携を図ります。

(6) 関係機関との連携体制

- 福祉、保健医療、子育て、住まい、教育など、関係機関と相互の連携を強化し、困難な問題を抱える女性への相談対応や保護、自立支援等を効果的に行います。
- 市町が設置する要保護児童対策地域協議会への参画を進め、子どもがいるDV*家 庭に関する情報や支援方法を共有するなど、市町や児童相談所とのさらなる連携を図 ります。
- 人権擁護機関や、県・市町の社会福祉協議会、民間支援団体など、困難な問題を抱 える女性からの相談に携わる関係機関・団体等と連携して、相談等の対応を行います。
- 学校において、性被害に遭った又は疑われる児童生徒から相談があった場合は、養護教諭や担任、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが連携して援助していくとともに、警察や児童相談所等の関係機関と連携して対応します。

(7)支援調整会議

- 困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ適切な支援を行うため、県や市町の女性 支援関係部局及び福祉、医療、法律、民間シェルター等の関係機関・団体で構成する 支援調整会議を設置します。
- 支援調整会議は、支援関係者の連携強化を図り、支援施策や実施状況の共有を図るとともに、個別ケースの支援方針の検討にあたっては、必要に応じて、医師や弁護士等の専門家の助言が得られるようにします。

4 教育・啓発等の推進

(1)教育・啓発の推進

- 若年層に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を提供し、 学校や関係機関と連携しながら予防・啓発活動を推進します。
- 学校と連携し、児童生徒・教員への啓発や相談窓口の周知を通じ、子どもや若年層 の相談支援につなげます。
- 〇 一人で悩まず気軽に相談できるよう、各種広報媒体等を通じて相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008(はれれば)」 (DV*) や、「#8891 (はやくワンストップ)」(性暴力)、「#8103 (ハートさん)」 (性犯罪)の周知に努めます。
- 家庭、学校、職場、地域社会において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習機会の充実に努めます。
- 人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない県民意識を醸成するため、教 育や啓発活動に努めます。
- インターネットに潜む危険について伝え、コミュニティサイトやSNS*等を通じた暴力被害の当事者にならないための啓発や、児童生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を行います。
- 学校では、児童生徒が「性犯罪・性暴力に対して適切な行動がとれる力」を身に付けることができるよう、道徳などの各教科や、学級活動、ホームルーム活動等を通して未然防止教育に努めます。
- 子ども・女性に対する暴力や、性の商品化に対応するため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童ポルノ法)」、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の周知を行うとともに、「山口県青少年健全育成条例」に基づく青少年の健全育成に努めます。

(2) 人材育成・研修、調査研究等の推進

- 相談に的確に対応できる体制の整備を図るとともに、県、市町、関係機関・団体等の相談業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や二次的被害の防止、個人情報保護の徹底等を図ります。
- 市町等の相談窓口職員に対して、相談業務に対する助言や情報提供等を行うとともに、 市町からの求めに応じ、男女共同参画相談センターの職員や女性相談支援員**をアドバイ ザーとして派遣し、困難ケースなどに対する助言・指導や研修等の支援を行います。
- 本県の男女共同参画に関する県民意識調査や男女間における暴力に関する調査を 定期的に実施し、広く情報提供を行います。
- 国における調査研究の把握や、市町、関係機関、民間団体等における取組状況等の 情報収集を行います。

第4章 計画の推進

1 推進体制

支援調整会議を設置し、困難女性が適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、 県男女共同参画相談センターを中核として、市町や関係機関及び民間団体等との緊密な連携・協働により計画を推進します。

2 進行管理

(1)目標指標(目標年度は令和10年度)

項目	現状信	直	目標値	目標年度
困難を抱える女性への支援に係る市町基本計画	なし	R5	13 市	R 10
を策定している市町数				
女性相談支援員を設置している市町数	10 市	R5	19 市町	R 10
支援調整会議を設置している市町数	なし	R5	13 市	R 10
県男女共同参画相談センターの認知度	25.1%	R1	50%	R 10
やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の認	6.1%	R1	50%	R 10
知度				
DVと認識される行為「どんな場合でも暴力にあ				
たると思う人の割合」				
平手で打つ	67.4%	R1	100%	R 10
なぐるふりをして、おどす	55.5%	R1	100%	R 10
いやがっているのに性的な行為を強要する。	81.3%	R1	100%	R 10
大声でどなる	50.3%	R1	100%	R 10
DV被害について、どこ(だれ)にも相談してい	54.2%	R1	30%以下	R 10
ない女性の割合				
性暴力被害について、どこ(だれ)にも相談して	56.1%	R1	30%以下	R 10
いない女性の割合				

(2) 取組状況の公表

毎年度、山口県男女共同参画推進条例に基づき作成する男女共同参画白書において、 取組状況を公表します。

女性が安心し自立して暮らせる社会の実現



参考資料

用語解説		 21
困難な問題を	を抱える女性への支援に関する法律	 23

用語解説

用 語	解説	
アウトリーチ	英語で「外へ (out) 手を伸ばす(reach)」ということを意味し、積極	
	的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。	
アセスメント	支援対象者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測	
	を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続き。	
	事前評価、初期評価ともいう。	
一時保護	本人の同意を原則として、次の場合に一時的に保護を行うこと。	
	①性的な被害等を防ぐため、緊急保護が必要な場合、②配偶者の暴	
	力から保護することが必要な場合、③同居者等からの暴力から保護	
	することが必要な場合、④ストーカー行為から保護することが必要	
	な場合、⑤人身取引被害から保護することが必要な場合、⑥定まっ	
	た住居を有さず、又は帰宅することで心身に有害な影響を与えるお	
	それがあり、保護が必要な場合、⑦心身の健康の確保及び関係機関	
	による回復に向けた支援につなぐために保護が必要な場合、⑧その	
	他、一時保護を行わなければ生命又は心身の安全が確保されないお	
	それがある場合	
SNS	Social Networking Service の略。友人、知人等の社会的ネットワ	
	ークをインターネット上で提供できるサービス。	
人身取引	搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその	
	行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ず	
	ること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金	
	銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡	
	し、蔵匿し、又は収受すること	
女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性を入所させての保護、入所者の心身の健康の	
(旧婦人保保施設)	回復を図るための医学的または心理学的な援助、自立の促進のための	
	生活支援、退所者の相談・援助、同伴児童に対する学習及び生活支援	
	を行う施設。令和6(2024)年度に「婦人保護施設」から改称された。	
女性相談支援員(旧	困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応	
婦人相談員)	じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う者。令和6(2024)年度	
	に「婦人相談員」から改称された。	

女性相談支援セン	困難な問題を抱える女性の立場に立った相談対応や相談を行う機関
ター(旧婦人相談	の紹介、支援対象者及び同伴家族の安全確保・一時保護、心身の健康
所)	の回復を図るための医学的又は心理学的な援助等、自立の促進や保護
	を受ける施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整
	その他の援助を行う施設。令和6 (2024) 年度に「婦人相談所」から
	改称された。
ステップハウス	一時保護の後、すぐに自立生活に移ることが難しい女性等を対象と
	して、心のケアや自立に向けた準備をするための施設。
ストーカー行為	特定の者に対する好意の感情又はそれが満たされなかったことに対
	する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者や家族等に対して
	行う「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」を同一の者に対し、
	繰り返して行うこと。
DV	domestic violence の略。一般的に、「配偶者や恋人など親密な関
	係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力の
	みならず、精神的、性的暴力なども含まれる。
配偶者暴力相談支	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談
援センター	機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴者の緊急
	時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進
	するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設
	の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用につ
	いての情報提供その他の援助を行う施設。山口県内では、「山口県男
	女共同参画相談センター」及び「宇部市男女共同参画センター・フォ
	ーユー」を「配偶者暴力相談支援センター」としている。
売春防止法	売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照らし
	て売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措
	置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的として、昭
	和 31 (1956) 年に制定された法律。婦人保護事業の法的根拠となっ
	ていたが、女性支援新法の制定に伴い、女性の補導処分や保護更生
	に関する規定が削除された。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雑則 (第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

- **第三条** 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを 踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問 題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、 その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立し て生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
 - 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への 支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに 当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の 関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な 方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条 第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表 しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を 勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関 する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努め なければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の 作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助 その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅 の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係 機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、

情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める 基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する 場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとす る。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を 抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。) は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十

- 二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識 経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童 を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援 が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、 その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、 前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題

を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」 という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組 織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う ものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めると きは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるこ とができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める 者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならな い。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関 し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん 養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援 を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な 処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- **第二十条** 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。
 - 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する 厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必 要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困 難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して 行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の 四分の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号 に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲 げるものに限る。)

- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用の うち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに 都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助する ことができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいず れか遅い日

(検討)

- 第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の 権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築 について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施 行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措 置を講ずるものとする。

(準備行為)

- 第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、 第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場 合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができ る。
- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九 条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、こ れらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経 過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画

山口県環境生活部男女共同参画課

住 所 〒753-8501 山口市滝町1番1号

電 話 083-933-2630

ファックス 083-933-2639

Eメール a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/

